

00667

# 鳥取縣公報

縣

令

昭和十五年十月廿九日

號

外

火曜日

本報ノ大キサハ國定規格A5列

鳥取縣令第六十二號

甘藷検査規則左ノ通定ム

昭和十五年十月二十九日

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

甘藷検査規則

第一條 本縣内ニ於テ生産セラレタル甘藷ハ本則ニ依リ検査ヲ受ケタルモノニ非ザレバ之ヲ本縣外ニ移出シ又ハ本縣内ニ於テ工業原料用トシテ賣買ノ爲受渡スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 一包裝ノ定量ニ滿タザル端量ノモノ

二 生産シタル年ノ七月三十一日以前ニ本縣外ニ移出シ又ハ本縣内ニ於テ受渡スルモノ

三 洗滌シタルモノ若ハ箱入ノモノ

四 學術研究又ハ試験ノ用ニ供スルモノ

五 博覽會、共進會又ハ品評會等ニ出品スルモノ

六 徵發又ハ強制執行ノ目的トナリタルモノ及國有ニ屬スルモノ

鳥取縣公報 每週日發行

(休日ニ當ルル時ハ翌日)

昭和十五年十月廿九日

外 (昭和四年四月十五日)

三種郵便物認可

七 特別ノ事由ニ依リ検査ノ免除ヲ受ケタルモノ、本縣外ヨリ移入セラレタル甘藷ト雖モ本縣外ニ於テ生産セラレタルコトヲ確認シ難キモノハ之ヲ本縣内ニ於テ生産セラレタルモノト看做ス

第二條 前條ノ規定ニ依リ検査ヲ受クルコトヲ要セザル甘藷ト雖モ其ノ検査ヲ希望スル者アルトキハ本則ニ依リ之ガ検査ヲ行フ

第三條 検査ハ農産物検査吏員(以下單ニ検査吏員ト稱ス)之ヲ行フ但シ検査吏員ト雖モ自己ノ利害ニ直接關係アル甘藷ノ検査ハ之ヲ行フコトヲ得ズ

第四條 検査ハ農産物検査所長(以下單ニ所長ト稱ス)ニ於テ關係者ノ希望ヲ斟酌シ指定シタル場所ニ於テ之ヲ行フ但シ特別ノ事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第五條 検査ハ甘藷ノ品種、品質、形狀、大サ、選別、重量及包裝ニ付之ヲ行ヒ其ノ品位ニ依リ一等、二等、三等及等外ニ區分ス但シ工業原料ニ供スルモノニ在リテハ合格及格外ト爲スコトヲ得

前項ノ検査等級ノ標準ハ別ニ之ヲ定ム

第六條 検査ヲ受クル甘藷ノ一包裝ノ重量ハ正味四十五斤(十二貫)ト爲スベシ

第七條 検査ヲ受クル甘藷ノ選別及包裝ハ左ノ各號ニ依ルベシ

一 選 別

イ 品種ニ依リ區別スルコト

ロ 形狀及大サニ依リ區別スルコト但シ検査等級ノ等外又ハ格外トナルベキモノハ此ノ限ニ在ラズ

畸形ノモノ又ハ損傷若ハ病虫害アルモノハ其ノ程度ニ依リ區別スルコト

ニ 土砂ノ除去不充分ナルモノヲ混入セザルコト

二 包 裝

一 重 俵 裝

蕪ハ能ク乾燥セル藁又ハ麥稈ヲ用ヒ編方ハ小繩ヲ以テ封間各一八厘(約六寸)兩髭ノ長サ各一五厘(約五寸)トシ四箇所ヲ密ニ編ミ房數五十五手編トシ長サ約一、一五米(約三尺八寸)重量一、九斤乃至二、三斤(約五百匁乃至六百匁)ト爲スコト

棧俵ハ能ク乾燥セル古藁ヲ用ヒ直徑三〇厘(約一尺)重量二箇ニテ五六〇瓦乃至七五〇瓦(約百五十匁乃至二百匁)ト爲スコト

繩ハ打柔ゲタル藁ヲ以テ綯ヒ周リ三厘乃至三、六厘(約一寸乃至一寸二分)ノ太繩ト爲スコト

荷造ハ俵ノ小口ニ外側ヨリ棧俵ヲ充テ小口際ヲ目通シ八箇所トシ千鳥掛ト爲シ横繩ハ五箇所ヲ各二廻リ緊括シ縦繩ハ一筋ニテ四方掛トシ兩端ハ横繩ニ掛戻シ小口ニ於テ引締メ男結ト爲スコト

第八條 特別ノ事由ニ依リ前二條ノ規定ニ依リ難キ場合ハ知事ノ許可ヲ受ケ特別ノ重量又ハ包裝ト爲スコトヲ得

前項ノ許可ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、甘藷ノ數量、一包裝ノ重量及包裝方法ヲ具シ知事ニ申請スベシ

第九條 検査ヲ受クル甘藷ニハ其ノ包裝ノ小口ニ左ノ票箋ヲ結附クベシ

票 箋 (雜 形)

長二種 (約四寸)

四六種 (約一寸五分)

縣 市郡 町大字

受 檢 者

鳥取縣 產 甘 蒔 (品種名)

正味重量 斤 (貫匁)

皆掛重量 斤 (貫匁)

(寸二約) 種六幅

備考 用紙ハ強韌ナル模造紙ヲ用フルコト

第十條 検査ヲ受ケントスル者ハ別ニ定ムル規程ニ依リ検査手数料ヲ納付スベシ

第十一條 検査ヲ受ケントスル者ハ甘蒔ノ數量、検査希望月日、受檢場所及仕向先ヲ記載タシル甘蒔検査申請書ヲ最寄農産物検査所出張所ニ提出スベシ

第十二條 検査申請者又ハ其ノ代理人ハ検査ニ立會シ検査吏員ノ指示ニ從フベシ

前項ノ指示ニ從ハザルトキハ其ノ検査ヲ中止スルコトアルベシ

第十三條 検査吏員検査ヲ行フニ當リ重量又ハ包裝ニシテ第六條、第七條又ハ第八條ノ規定ニ適合セザルモノアルトキハ其ノ検査ヲ中止ス

前項ノ規定ニ依リ検査ヲ中止シタルトキハ其ノ日ヨリ起算シ三日以内ニ不備ノ點ヲ示シテ検査ヲ受クルニ非ザレバ其ノ甘蒔ニ付既ニ爲シタル検査申請ハ效力ヲ失スモノトス

第十四條 検査吏員検査ヲ行ヒタル甘蒔ニハ其ノ検査等級ニ應ジ票箋ニ左ノ検査證印ヲ押捺ス

検査證印 (雛形)



直徑三、六種

肉色 紫

内郭文字ハ一等ハ松、二等ハ竹、三等ハ梅、

等外ハ花、合格ハ合、格外ハ外

第十五條 検査申請者ニシテ検査等級ノ決定ニ對シ異議アルトキハ其ノ検査ノ終了シタル日ヨリ起

算シ三日以内ニ再検査ヲ申請スルコトヲ得

前項ノ検査ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、甘蒔ノ検査等級別數量、所在地及前検査月日ヲ記載シタル再検査申請書ヲ所長ニ提出スベシ

第十六條 検査済ノ甘蒔ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ更ニ検査ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ縣外ニ移出シ又ハ本縣内ニ於テ工業原料用トシテ賣買ノ爲受渡スルコトヲ得ズ

- 一 包裝ヲ毀損シ又ハ改装シタルモノ
- 二 正味量ノ減少シタルモノ
- 三 検査證印ノ不明瞭ト爲リタルモノ
- 四 票箋ヲ著シク毀損シ又ハ亡失シタルモノ
- 五 検査後腐敗、變質若ハ損傷シ又ハ甚シク鼠害ヲ受ケタルモノ
- 六 検査ヲ受ケタル日ヨリ起算シ十日ヲ經過シタルモノ
- 第十七條 検査吏員必要アリト認ムルトキハ検査濟ノ甘藷ニ對シ更ニ検査ヲ行フコトヲ得
- 第十八條 第一條第一項第七號ノ検査ノ免除ヲ受ケントスル者ハ其ノ事由、數量、用途及仕向先ヲ具シタル書面ヲ以テ所長ニ申請スベシ
- 検査ノ免除ヲ受ケタル者ハ當該甘藷ノ包裝ニ其ノ數量、用途、受渡當事者ノ住所氏名及年月日ヲ記載シタル荷札ヲ附シ穀物検査規則第四條第二項ニ定ムル検査免除印ノ押捺ヲ受クベシ
- 第十九條 検査濟ノ甘藷ヲ解裝シタルトキハ其ノ票箋ヲ破棄スベシ
- 第二十條 検査濟ノ甘藷ヲ降雨雪中ニ運搬シ又ハ濕氣多キ場所ニ置クトキハ防濕ニ必要ナル設備ヲ爲スベシ
- 第二十一條 甘藷ノ包裝ニハ本則ニ定ムル検査證印若ハ票箋ニ類似ノ表示又ハ検査ニ關スル表示ト誤認セラルル虞アル表示ヲ爲スコトヲ得
- 第二十二條 運送業者又ハ運送取扱業者ハ検査ヲ受クベキ甘藷ニシテ未ダ其ノ検査ヲ受ケザルモノヲ本縣外ニ移出スル爲運送シ又ハ運送ノ目的ヲ以テ取扱フコトヲ得
- 第二十三條 検査吏員又ハ警察官吏本則ニ違反ノ事實アルト認ムルトキハ甘藷ノ運搬停止若ハ保管

- 命令シ又ハ關係資料ノ提出ヲ命ジコトヲ得
  - 前項ノ命令ハ正當ノ理由ナクシテ之ヲ拒ムコトヲ得
  - 第二十四條 本則ノ適用ニ因リ生ジタル損害ハ縣ニ於テ賠償ノ責ニ任ゼズ
  - 本則ニ依ル検査施行ノ爲必要ナル甘藷ノ運搬、積替、計量、解裝及改装等ノ費用ハ検査申請者ノ負擔トス
  - 第二十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
  - 一 第一條第一項、第十六條、第十七條第二項、第十八條第二項、第十九條、第二十條、第二十一條、第二十二條又ハ第二十三條第二項ノ規定ニ違反シタル者
  - 二 検査ヲ受クルニ當リ又ハ検査ヲ免ルル爲不正ノ行爲ヲ爲シタル者
  - 三 検査濟ノ甘藷ニ品位ノ異ナルモノ又ハ他ノ物料ヲ混入シ若ハ減量シタル者
  - 四 検査濟甘藷ノ票箋ヲ再用シ又ハ附替ヘ若ハ變造シタル者
  - 第二十六條、本則ニ依ル義務者ハ其ノ代理人、戶主、家族、同居者、雇人其ノ他ノ從業者ニシテ本則ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ處罰ヲ免ルルコトヲ得
  - 第二十七條 本則ノ規定ニ違反シタル者ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ其ノ業務ニ關シ成年者ト同等ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ
- 附 則
- 本令ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス
- 鳥取縣令第六十三號
- 甘藷検査手數料規則左ノ通定ム

昭和十五年十月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

甘藷検査手数料規則

第一條 甘藷検査規則(以下單ニ規則ト稱ス)第十條ノ検査手数料左ノ如シ  
甘藷一包裝ニ付 金壹錢五厘

第二條 規則第十七條ノ再検査ニ付テハ検査手数料ハ之ヲ徴收セズ  
規則第十五條ニ依ル再検査ノ検査手数料ハ検査等級ノ決定ガ前検査ト異リタルトキハ之ガ納付  
ヲ免除ス

第三條 規則第十三條第二項ニ該當スルモノノ既納手数料ハ之ヲ還付セズ

第四條 甘藷検査手数料ハ規則第十一條ノ甘藷検査申請書ニ穀物検査手数料規則第四條及第六條乃  
至第九條ニ規定スル鳥取縣穀物検査手数料納收證票ヲ貼附シテ之ヲ納付スベシ

附 則

本令ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣令第六十四號

麥類及小麥粉現在高調査ニ關スル件左ノ通定ム

昭和十五年十月二十九日

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

麥類及小麥粉現在高調査ニ關スル件

第一條 麥類現在高調査ハ毎年三月一日、七月一日、九月一日及十一月一日各午前零時現在ニ於テ縣  
内ニ現在スル麥類及小麥粉ニ付テ行フ

第三條 左ニ掲グル倉庫其ノ他ノ貯藏場所ノ管理者ハ其 倉庫其ノ他ノ貯藏場所ニ現在スル麥類及  
小麥粉ニ付調査シ報告書様式第一號ヲ其ノ月三日迄ニ擔當麥類現在高調査員ニ提出スベシ

(一) 倉庫營業者ノ倉庫

(二) 運送營業者、運送取扱營業者又ハ銀行ノ倉庫其ノ他ノ貯藏場所

(三) 農業倉庫又ハ聯合農業倉庫

(四) 農會、產業組合、又ハ產業組合聯合會ノ倉庫其ノ他ノ貯藏場所

(五) 鄉會、共同備荒貯蓄組合、實行組合其ノ他農業團體ノ倉庫其ノ他ノ貯藏場所

(六) 商業組合、商業組合聯合會、米穀商同業組合、小賣商同業組合ノ倉庫其ノ他ノ貯藏場所

(七) 漁業組合、漁業組合聯合會、產業組合法ニ依ラザル消費組合其ノ他ノ購買團體ノ倉庫其ノ他  
ノ貯藏場所

(八) 製粉、製菓、醸造業者其ノ他麥類及小麥粉ヲ原料トスル製造業者ノ倉庫其ノ他ノ貯藏場所

第三條 左ニ掲グル倉庫其ノ他ノ貯藏場所ニ現在スル麥類及小麥粉ハ麥類現在高調査員ニ於テ調査  
スベシ

(一) 生産者又ハ土地ニ付權利ヲ有スル者ノ倉庫其ノ他ノ貯藏場所

(二) 販賣業者、取扱業者及精麥業者ノ倉庫其ノ他ノ貯藏場所

(三) 鐵道若ハ軌道ノ驛又ハ地方鐵道若ハ軌道ノ貨車其ノ他ノ運搬具

(四) 湖川港灣ニ於ケル繫船岸壁、棧橋、物揚場、上屋又ハ船舶

第四條 麥類現在高調査員ハ第二條及第三條ニ依リ調査シタル結果ヲ集計ノ上報告書様式第二號ヲ  
其ノ月六日迄ニ知事ニ提出スベシ

附 則

本令ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

鳥取縣公報 號

外 昭和十五年十月廿九日

(第三種郵便物認可)

一〇

(第一號)

鳥取縣知事殿

麥類現在高報告書

昭和 年 月一日現在

報告日 年月日	昭和 年 月 日
倉庫ノ 名稱	
住所	
報告者 氏名捺印	

種類別 麥種	產地別	玄 麥		精 麥		
		一箇當量 重	箇 數	一箇當量 重	箇 數	總重量
大 麥	内地產					
	外地產					
	外國產					
	計					
稗 麥	内地產					
	外地產					
	外國產					
	計					
小 麥	内地產					
	外地產					
	外國產					
	計					
燕 類	内地產					
	外地產					
	外國產					
	計					
小 麥 類	内地產					
	外地產					
	外國產					
	計					



訓

◆鳥取縣訓令甲第三十三號

甘藷検査施行手續左ノ通定ム

昭和十五年十月二十九日

農 産 物 檢 査 所 長

鳥取縣知事 副 見 喬 雄

甘 藷 檢 査 施 行 手 續

第一條 甘藷検査規則(以下單ニ規則ト稱ス)ニ定ムル検査ハ本手續ニ依リ之ヲ行フベシ

第二條 検査ノ申請ヲ受ケタルトキハ速ニ之ガ検査ヲ行フベシ但シ所長ニ於テ必要アリト認メタルトキハ検査ノ日割ヲ定メ之ヲ行フコトヲ得

第三條 検査ハ左ノ順序ニ依リ之ヲ行フベシ  
一 検査申請ノ數量ト現品及検査手数料トノ照合

二 包装ノ適否竝ニ票箋記載事項ノ正否  
三 重量ノ正否、選別ノ良否及品位ノ區別

第四條 検査ハ左ノ方法ニ依ルベシ

- 一 包装ハ規則第七條第二號ノ規定ニ依リ各俵ニ付之ヲ檢スベシ
- 二 皆掛重量ハ申請ノ各口ニ付検査吏員ニ於テ適當ト認ムルモノ一割以上ヲ選定計量シ票箋記載事項ト差異ナキ場合ハ他ノモノニ付之ヲ省略スルコトヲ得
- 三 正味重量ハ前號ニ於テ計量シタルモノニ付適宜解装シ検査ヲ爲スベシ



四 選別及品位ノ検査ハ二十包裝ニ付一包裝以上ノ割合ヲ以テ行フベシ

第五條 規則第十五條ニ依リ再検査ノ申請アリタルトキハ所長ハ其ノ検査ニ關與ザル検査吏員ヲ指定シ再検査ヲ行ハシムベシ

第六條 検査吏員自己ノ利害ニ直接關係アルノ甘藷検査申請書ヲ受理シタルトキハ他ノ検査吏員ニ通知シ其ノ検査ヲ求ムベシ

他ノ検査吏員前項ノ検査ヲ行ヒタルトキハ其ノ検査成績書ハ所管検査吏員ニ送付スベシ

第七條 検査吏員規則違反ノ事實ヲ發見シタルトキハ速ニ其ノ證據ヲ蒐集シ意見ヲ具シ所長ノ指揮ヲ受クベシ但シ急ヲ要スル場合ハ直ニ告發シ即時所長ニ報告スベシ

第八條 検査吏員検査ヲ行ヒタルトキハ其ノ成績ヲ當該帳簿ニ登錄シ検査申請書ヲ整理シ毎月五日迄ニ其ノ前月分ヲ一纏メトシ検査報告ト共ニ所長ニ提出スベシ

附 則

本令ハ昭和十五年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十五年十月廿九日印刷  
昭和十五年十月廿九日發行

鳥取縣鳥取市東町  
發行所  
鳥取縣氣高郡大正村大字古海  
鳥取刑務支所  
印刷所